

令和元年度 一般指導監査実施計画について

1 基本的な考え方

「指導監査」は、福祉サービスの提供主体である社会福祉法人（以下「法人」という。）が、利用者のニーズに応じた良質で適切な福祉サービスを提供できるよう、適切な法人運営及びサービスの提供体制の確保を図る目的で行うものである。

また、指導監査に当たっては、法人たる要件に重大な疑義のある場合は厳正な指導をするとともに、最近の社会的動向に即して、法人の自主性を尊重しながら指導・育成の面に重点をおくなど、メリハリのある指導監査の実施が求められている。

以上のことを基本として踏まえながら、令和元年度における指導監査は、社会福祉法、関係法令・通知、「伊佐市社会福祉法人指導監査実施要領」をはじめとする各要領等に基づいて、福祉課と関係課が連携を図りながら、効果的かつ効率的な指導監査を実施することとする。

また、法人の指導監査を行う基準として新たに「社会福祉法人指導監査実施要綱」が制定されたことから、本要綱に基づき指導監査を実施するとともに、法人が自ら適正な運営を行うよう法人に対して周知を図ることとする。

2 主眼事項及び着眼点

主眼事項及び着眼点は、国の示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」等の関係通知並びに前年度の指導監査の結果等を踏まえたものとし、併せて「社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表」に反映させたものとする。

3 指導監査結果に基づく重点事項

指導監査の主眼事項のうち、前年度の指導監査結果の傾向や社会福祉法人をめぐる昨今の社会情勢等を考慮し、特に指導に意を用いる必要があると思われる下記事項を重点事項として、指導監査を実施する。

(1) 社会福祉法人の運営管理体制の確立

① 諸規程の整備及び規程に基づく運営

定款、経理規程等、法人運営の基本となる諸規程が整備されているとともに、規程に基づき適切に運営されているか。

② 評議員会の充実

要議決事項について、十分審議され適正に議決が行われているか。

③ 理事会機能の充実

法人の業務について、十分審議され意思決定が行われているか。

④ 監事監査の充実

理事会へ出席するとともに、業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われているか。

(2) 会計処理の適正化

内部牽制体制の確立、経理事務の適正な執行、運営費の適正運用及び契約等事務の執行について、要綱、規程等に基づき適正に処理されているか。

平成 27 年度から社会福祉法人における会計処理が新会計基準へ移行されたことから、経理規程等の整備や計算書類の作成等が適正に行われているか法人に対して指導するものとする。

(3) 社会福祉法人運営の透明性の確保及び公益的取組の推進

法人運営に関する透明性を高めるため、法令に定められた書類を備置き・閲覧、公表を行っているか。

また、公益性を有する社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、低所得者や生活困窮者の対応など、地域の福祉ニーズに対応した公益的な取組の積極的な実施に努めているか。

4 制度改正等に伴う対応

平成 29 年度から社会福祉法人に対する指導監査が見直され、指導監査の確認事項や基準を明確にした「指導監査ガイドライン」に基づいて実施することとなったことから、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うなど指導監査を実施するものとする。

5 指導監査実施計画数

実施要領 6 の(1)のアの(ア)の改正により指導監査を 3 年に 1 回実施する事になったため、平成 29 年度に 3 カ年の計画を策定し、この計画に基づき各年度において実施計画を策定する。

実施年度	実施予定数	法人名
29 年度	5 法人	正念寺福祉会 ・ 明生福祉会 ・ 山野福祉会 ひまわり福祉会 ・ 慈和会
30 年度	6 法人	菱刈本城福祉会 ・ 菱刈中央福祉会 ・ 宗希福祉会 林の森 ・ 啓明福祉会 ・ 伊佐市社会福祉協議会
令和元年度	5 法人	天照福祉会 ・ 菱刈福祉会 ・ 羽月福祉会 大一会 ・ 隼仁会

令和元年度実施計画

対象数	実施予定数	備考
16 法人	5 法人	令和元年 9 月から令和元年 12 月

令和元年度 社会福祉法人一般指導監査計画

番号	法人名	実施予定日	備考
1	大一会	令和元年度 9月18日(水)	
2	天照福祉会	令和元年度 11月14日(木)	
3	菱刈福祉会	令和元年度 11月28日(木)	
4	羽月福祉会	令和元年度 12月12日(木)	
5	隼仁会	令和2年度 1月23日(木)	